

社会福祉法人鳳会評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳会の評議員に対して支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員の報酬は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支給する。

2 評議員が、評議員会等に出席した場合の報酬は、日額5,000円(手取り)を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬の支給は当日払いとする。

附則

この規程は平成29年6月14日から施行する。